

平成30年度 第2回徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会 議事録

1 日 時

平成30年11月13日(火)

午後1時30分から午後3時00分まで

2 場 所

徳島県立みなと高等学園 3階 研修室

3 出席者

【委員】

橋本俊顕, 平田順子(代理出席), 大谷博俊, 奥田紀久子, 前田宏治, 富樫敏彦, 中山けい子, 栗原優子, 三宅旨抗, 横山敦子(代理出席), 阿部正治, 森下明実, 堤美代子, 南妃佐恵, 伊藤千代, 郡俊恵, 西本千枝子, 渡邊美恵, 丸岡重代, 阿部吉幸

【事務局】

障がい福祉課, 発達障がい者総合支援センター, 教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 挨拶

iii 議事

(1) 新プラン素案(案)について

(2) その他

- 事務局 議事 1 について説明
- 会長 1 章から 3 章について、まとめて御意見を頂ければと思います。
- 委員 第 1 章の「ライフステージ関係図」の乳幼児期と就学期のところに「児童発達支援センター」が入っています。就学期では「放課後等デイサービス」の方がふさわしいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 委員 ここに書かれているのはサービスの種類ではなくて、サービスを実施している組織の種類のようなのです。児童発達支援センターでも放課後等デイサービス事業をやっているところがありますので、このままで問題はないと思います。
- 委員 2 章、3 章の「課題」のところの語尾の表現なんですが、ところどころ「～をしていきます」という表現があって、課題の表現としては「～の必要があります」という表現に変えた方がいいのではないかと思います。また、「災害への備え」が 2 番の「社会の正しい理解の促進」に入っているんですが、“備え”ということであれば、体制整備ということで 1 番の「身近な地域での相談支援体制の強化」に入れた方がいいのではないのでしょうか。
- 事務局 防災については、発達障がいについては啓発が重要であるということで、今回は「社会の正しい理解の促進」に入れています。まずは啓発からということです。
- 委員 「今後の課題」の中で、14 ページ「高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対して…」と 16 ページ「高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して…」の 2 点が高等学校の生徒に対する支援として挙がっていますが、それに対応する 32 ページの「施策の方向・具体的取組」では、高等学校での取組として「自立活動」が挙がっています。これはすべての高校を対象としていると想定すると、このあたりに「進路指導」の視点を入れていただければと思います。進学にしろ就職にしろ、進路指導というのはとても重要な指導の一つだと思います。
- 事務局 進路指導はもちろん重要であると考えています。特別支援学校でしている「自立活動」の内容は 6 領域ありますが、高等学校では人間関係の形成やコミュニケーション、心理的な安定などをしっかり勉強した上で社会に出て行くということが重要です。進路指導全般についてここに書き切るのは難しいとは思いますが、そういう視点を入れて「自立活動」の内容を高等学校の生徒に指導していくということで御理解を頂きたいと思います。
- 委員 専門学校にしても大学にしても、内容がかなり専門化されてきます。大学でもい

ろいろな支援をしますが、非常に苦手な領域に進学してしまう学生さんもいて、いったん選んだ進路をもう一度やり直すということは大きな痛手となります。高校の段階で進路選択の指導を入れていただけるとありがたいと思います。

委員 教育活動全般に、グレーゾーンの子どもに関わる際に教育的配慮の観点として「自立活動の6区分」が必要であろうと思います。このプランからは、「自立活動」の観点がベースにあって、それを様々な教育活動に波及させていく必要があるということが読み取れると思います。

ところで、先程、「災害については啓発ではなく支援体制ではないか」という御指摘がありました。防災は喫緊の課題でもあり、南海トラフの地震だけではなく、最近是非常に災害が多いので、事務局の「まずは啓発から」というのも分かるのですが、発進力の弱い方々を支援するには自助だけではなく共助、周りの人が気づいて助け合うのが大切で、それにはやはり支援体制の整備が必要なのではないかと思います。4年間で啓発だけというのではなく、支援体制の整備も含めてという取り上げ方をしてはどうでしょうか。

事務局 全般的な防災の体制整備というのは、県や市町村の防災計画の中で決定されていくものと思いますので、発達障がい者を対象としたこのプランの中では、基本的にはやはり啓発など、対象者に向けたものを記載していくものと考えています。

会長 この点については、またワーキンググループで御検討いただくということによろしくをお願いします。他にございませんか。

委員 「就労支援と職場定着」の21ページ、◆マーク上から4つめの記載についてですが、この書き方だと、「利用の対象外（公務員）である等の理由から十分な支援が得られにくいことがある」と読めてしまいます。あえて対象外となっている公務員に関する記載は必要ないのではと思います。そこで、例えば、「一般就労中の本人への支援として、来所による個別相談やグループ活動を実施していますが、職場適応を図るためには、実際の職場を訪問して支援するジョブコーチ等の職場定着支援の利用を通じて、企業が本人の特性を把握し、適切な配慮を提供することが必要です。診断や障害者手帳がなくても支援は受けられますが、職場の理解が得られない場合や、本人や企業が支援を希望しない場合には、十分な配慮を得られないという問題があります。」と訂正した方が、37ページの第3章「基本方針に基づいた具体的な取組」○職場定着の充実の◆上から2つ目にあるように「企業に対して適切な就労環境や配慮等に関する助言を行うなど、理解促進を図ることが重要です」に繋がっていくのではないのでしょうか。

事務局 表現が誤解を招くということですので、御提案のとおり訂正することとしてよろしいでしょうか。

委員	～異議無し～
委員	<p>15ページに「高等学校において、「自立活動」等「特別支援学校の教育課程」を参考にした教育活動について研究を深め、平成30年度から県内の高等学校1校において「通級による指導」の実践を始めました」とありますが、素晴らしい取組だと思えます。これを受けて32ページに、高等学校での取組として「「自立活動」等の指導が必要な生徒が在籍する高等学校における特別な指導の実施」とあります。対象となる生徒は、おそらく全日制にも定時制にも、進学校にも実業高校にもいると思えますが、少なくとも高校の入学試験に受かって進学してきた生徒に対して、通級による指導への参加を学校はどう勧めていくのでしょうか。また、課題と今後の方向性について教えてください。</p>
事務局	<p>本人の気持ちはどうなのかという点、まだ十分な聞き取りはできていない状況です。家庭訪問や保護者面談等を通じて、御家族からは、いろいろ活動したおかげでちょっと積極的になった、人前で安定できるようになったという御意見を頂いています。通級による指導は小人数で行いますので、一人の生徒が発言する時間も多くなり、積極性などが身に付いてきているのだと聞いています。</p> <p>課題につきましては、やはり学校の教員だけでは指導内容の充実が不十分であるということです。関係機関と連携して、授業に題材を提供していただいたり、授業を見学して御意見を頂いたりすることも行っています。子どもたちを高等学校だけで育てていくのではなく、専門家の力を借りながら育てていくのが必要だと考えています。</p> <p>今後の方向性につきましては、県教育委員会としましては、中央高校で行っている取組の検証をすることです。専門家と連携して、子どもの学習内容を充実させるとともに教員の研修をやっていく中でしっかり検討していきます。</p> <p>また、通級による指導のみが子どもの成長を支えるものではありません。通級指導の希望がある学校にはいろいろなやり方があるのでその方法を提供していく、それが時間的に難しい学校や生徒においては、学校の状態に応じて独自に特別な教育を進めていただくということで、そういう方向性を持って多様なニーズに応じて特別支援教育を提供していきたいと思えます</p>
委員	<p>第2章で挙げられている「今後の課題」が第3章「現状と課題」で挙がっていないものが見受けられるので、整合性がとれるように第3章を進めていった方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>また、第3章の表についても、「概要」と「具体的な取組」が反対になっているようなものがあります。</p> <p>35ページでは、最後の◆のところ、「就労定着しないというケースも…」と言うより、そもそも「就労困難なケースも…」と言うべきではないのでしょうか。</p>
事務局	御指摘の点について、もう一度確認してみたいと思えます。また、35ページに

については、「就労困難」が適当のようですので、訂正したいと思います。

委員 合理的配慮についてですが、大学に限らず小・中・高等学校でも、どの程度の合理的配慮をしてもらえるのか、してもらえたらどうすればいいのか、一般にはよく分からないというのが現状ではないでしょうか。最初から配慮はしてもらえないと決めつけてSOSを出せない人も多いため、合理的配慮に関する情報公開は、学校単位でというよりも県全体の取組として進めていってほしいと思います。そして、合理的配慮に関する情報を本人や保護者が探し回らなくてもいいように、情報を集約して一つにまとめたリンク集のようなものをホームページで公開していただければと思います。大学側からしても、入学してから合理的配慮を求められるよりも、入学前に合理的配慮を求めてもらえれば助かります。

事務局 合理的配慮に関しては、26ページの「効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化」の中で取り上げております。ホームページやSNSを活用した情報発信の充実ということで、周知に努めていきたいと思っております。

委員 もうずっとこちらでもペアレントトレーニングを実施されていると思うのですが、トレーニングを受ける親側に発達障がいの特性があるために、トレーニングへの参加をためらう人、受講しても困難な思いをされている人はいらっしゃるのでしょうか。皆と一緒に参加するのは厳しいということで遠慮している人はいらっしゃるのかどうか。もしそういう人がいらっしゃれば、受講する人の発達障がいのニーズに応えるような対応も必要になるのではないかと。かなり厳しい状況で子育てしている人も知っておりますので、そういう人でも安心して参加できるペアレントトレーニングやペアレントプログラムが準備されていれば、救われる人も増えるのではないかと思います。

事務局 ペアレントトレーニングの定員は6～7名と小人数です。実際にそれぞれの参加状況を見ますと、子どもさんの体調不良などの理由で欠席されることもあります。結構継続して参加していただいております。親御さん自身が発達障がいの特性をお持ちの人ではどうなのかということですが、昨年度の当事者の集まりで、自らが発達障がいの特性をお持ちのお母さんたちを対象とした集まりをさせていただいたことがありました。その時は、子育てが直接のテーマではなかったと思うのですが、自分の特性故に子育てに苦労されていることや、お互いの知恵の交換などが話題になったという報告があります。今後、いろいろな事業を進展させていく中で、このような視点を持ってやっていかなければと思っています。

会長 不登校については触れられていないですが、不登校の中に発達障がいの子が相当数いるということは明らかなことです。これは後の大人のひきこもりとも繋がって参ります。

事務局 不登校の子どもに限ってという記載の仕方はしていませんが、小・中学校など地域の学校で不登校になるのは、やはり自尊感情の低下や学校が楽しくないなどが原因ですので、学習や行動において達成できる目標を置き、それをしっかり達成して、評価し賞賛することによって適切な行動を促していくというポジティブな行動支援という考え方を推進していく取組の中に含めています。

会長 たくさんの御意見を委員の皆様からお伺いしましたが、災害の件につきましてはワーキンググループでさらに御検討いただくということで進めさせていただきたいと思います。その他、今回の委員会に関する議事録の公開内容につきましては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

委員 ～異議無し～